

第3号議案 平成27年度事業計画

I 基本方針

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会（以下「当協会」という）は、公益社団法人としてその社会的責任の重さを認識し、公益目的事業の推進に努めることとする。

具体的には登録教習機関として、法定の作業主任者技能講習や技能講習を中心に、特別教育や能力向上教育等を含め、厳正・適正に実施することとし労働安全衛生法及び関係法令の普及・啓発に努めることとする。

また神奈川県下の事業場における労働災害の防止、健康保持増進、適正な労働条件の確保等のための活動を促進し、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与する事業を進めていく。

そして第12次労働災害防止推進計画3年目に当たり、神奈川労働局、神奈川県のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センターと連携・協力して目標の達成とその普及促進に努め、さらには、中央労働災害防止協会、全国労働基準関係団体連合会及び各労働災害防止団体等と連携し、安心・安全・健康な職場づくりに取り組んでいく。

公益社団法人として、しっかりとした法人自らのガバナンスと安定した財政基盤の確立が求められている。今後の景気回復を期待しつつも、先行きの不安感がぬぐえない状況の下で、一定規模の受講者確保により安定した事業収入を目指していく。また、様々な収支改善策を講じ、事業収支の安定を図り、健全な財政基盤の確立をしていく。

II 各事業の概要

1 教育事業

神奈川労働局の登録教習機関として、法定の作業主任者技能講習や技能講習を中心に特別教育等の教育講習を実施しており、県下随一の受講者実績を誇っている。登録教習機関として、今年度も広く受講者を受け入れ、教育講習を公益目的事業として労働安全衛生法の普及・促進に努めていく。

各種教育講習実施に当たっては当協会の経験豊富な専門講師陣が、至近の法改正をタイムリーに反映させるなど内容の充実を図り実施していく。

受講希望の多い作業主任者講習「酸欠」・「特化」・「有機」は、毎月開催を計画し年間延べ72回約6,000人を目指していく。

教育講習の全体規模としては、年間400回以上、受講者18千人を目標に実施していく。

受講者と当協会の双方にとってメリットがあるWEB申込みの促進を図るための工夫をし、便利で使いやすい講習機関を目指していく。受講に当たっての受講者からの要望・意見には前向きに検討・対応し、受講しやすい環境整備に努めていく。

〔教育講習の計画〕

講習名		回数	人員	講習名		回数	人員
作業主任者技能講習	プレス機械			特別教育	動力プレスの金型等の業務		
	乾燥設備				電気取扱業務		
	足場の組立て等				クレーンの運転の業務		
	建築物等の鉄骨の組立て等				研削といしの取替え等の業務		
木材加工用機械			能力向上	安全管理者			
はい				衛生管理者			
鉛				フォークリフト運転業務従事者			
酸素欠乏・硫化水素危険							
特定化学物質及び四アルキル鉛等			養成許講習取得	第一種衛生管理者			
有機溶剤				第二種衛生管理者			
石綿			講習	エックス線作業主任者			
				局所排気装置等定期自主検査者			
技能講習	玉掛け				救急法（基礎 + 短期）		
	フォークリフトA・B						
	フォークリフトC・D						
	ガス溶接						
養成	床上操作式クレーン運転						
	高所作業車運転						
主任	安全衛生推進者養成講習						
	衛生推進者養成講習						
	安全管理者選任時研修						
小計		320	14,300	小計		80	3,700
				計		400	18,000

2 広報・啓発事業

安心・安全な職場づくりに向け労働関係法令の周知を図るとともに、第12次労働災害防止推進計画に基づく目標の達成と労働条件の確保・改善対策等に係る事項に注力して取り組んでいく。実施に当たっては、神奈川労働局、神奈川県のご指導の下、神奈川産業保健総合支援センター、全国労働基準関係団体連合会、労働災害防止団体、等々と連携・協働して行っていく。

具体的な内容として次の事項に取り組む

- 1) 労働災害防止関係
 - ① 第12次労働災害防止推進計画に基づく重点対策の推進
 - ② リスクアセスメント導入の一層の推進
 - ③ メンタルヘルス対策及び化学物質による健康障害防止対策の推進
- 2) 一般労働条件の確保・改善対策
 - ① 労働条件の確保・改善、過重労働による健康障害防止対策の推進
 - ② 仕事と育児・介護の両立に向けた環境整備
 - ③ 全国労働基準関係団体連合会委託事業「新規起業事業場就業環境整備事業」「介護整備事業場就業環境整備事業」の推進

また当協会の専門部会、専門委員会は、時代に即応した調査研究を行い、関係機関のご指導と専門委員会委員のご協力により関係法令改正に対応した技能講習やセミナーなどを開催し、カリキュラムやテキスト等のタイムリーな改訂を行っていく。併せて、当協会専門委員会の調査研究結果や知見を活かし、セミナー内容の充実、機関誌かながわ・ホームページ等による情報提供、啓発活動を強化していく。

【研修会・セミナー関係】

研修会・セミナー	回数	人員
労務安全衛生管理夏季講座		
衛生管理担当者交流会		
産業保健研修会		
人事・労務管理実践セミナー		
特別セミナー（改正労働安全衛生法）		
安全衛生管理実践セミナー		
安全衛生実務レベルアップ教育		
火災爆発災害防止講習会		
労働衛生工学講座		
総括安全衛生管理者セミナー		
体験型機械設備の安全化研修		
リスクアセスメント実務研修会 （リーダー向け、スタッフ向け）		
計	20	600

3 公益事業

公益社団法人として

- ① 労働安全衛生法に基づく技能講習、特別教育の実施
- ② 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令の普及啓発活動
- ③ 労働福祉向上のための相談、調査研究及び広報

を事業目的として取り組んでいく。

事業場における労働災害のない職場づくり、従業員の心身両面にわたる健康づくりは、だれもが安心して健康で働くことができる社会を実現するための重要なテーマである。

県下 3,816 の会員事業場、その約 57 万人の従業員を中心として、さらには神奈川県下の各事業場に呼びかける事業活動を展開していく。

公益社団法人として、法令遵守のガバナンス、社会的評価の定着、事業収支の均衡を目指し取り組んでいく。

4 会議・行事

- (1) 通常総会 平成 27 年 6 月 2 日
理事会 // 4 月 23 日 6 月 2 日 平成 28 年 2 月 25 日
- (2) 企画部会 年 4 回
支部連絡会議 年 6 回
- (3) 神奈川労務安全衛生大会 平成 27 年 10 月 14 日

5 機関誌・刊行物

- (1) 協会機関誌「労務安全衛生かながわ」12 回発行
- (2) 2016 年版「労務安全衛生手帳」発行
- (3) 各種テキスト改訂

Ⅲ 表 彰

1 協会表彰

- (1) 労務安全衛生功労表彰
- (2) 支部別安全競争表彰

2 表彰推薦

- (1) 厚生労働大臣表彰及び顕彰
- (2) 神奈川労働局長表彰
- (3) 緑十字賞
- (4) 中小企業無災害記録証
- (5) 全国THP推進協議会表彰

Ⅳ 関係諸団体との協力及び連携

- 1 神奈川労働局との連携
- 2 県下災防団体との連携
- 3 中央労働災害防止協会への協力
- 4 (公社)全国労働基準関係団体連合会への協力
- 5 神奈川健康づくり推進会議との連携
- 6 (独)神奈川産業保健総合支援センターとの連携